

環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照条文
 環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程（平成十七年三月二十二日 環境省大臣
 官房廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に 関し定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(一)～(二) (略)</p> <p>(三)「不正受給」とは、偽りその他不正な手段により環境省の所管する競争的研究資金制度における研究費を受給した場合をいう。</p> <p>(研究費の執行停止及び申請資格の制限)</p> <p>第三条 一～二 (略)</p> <p>三 環境省は、不正受給をした研究者又は当該不正受給に共謀した研</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に 関し定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(一)～(二) (略)</p> <p>(研究費の執行停止及び申請資格の制限)</p> <p>第三条 一～二 (略)</p>

研究者（以下「不正受給に關与した研究者等」という。）について、次に掲げる期間、研究費の執行停止等を行う。

研究費の執行停止等を行った年度の翌年度以降五年間

（通知及び公表）

第四条 環境省は、前条第一項及び第三項の規程により研究費の執行停止等を行う場合には、不適正経理処理に關与した研究者等及び不正受給に關与した研究者等に対し、不適正な経理処理及び不正受給の内容、研究費執行停止の期間、申請資格制限の期間等につき文書により通知するものとする。

（研究費の返還）

第五条 環境省は、不適正な経理処理により使用された研究費及び不正受給された研究費を執行又は保有している受託機関の代表者又は補助事業者に対し、当該研究費について期限を定めて返還させるものとする。

（雑則）

第六条 この規程に定めるもののほか、不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合の取扱いについては、別に定める。

（通知及び公表）

第四条 環境省は、前条の規程により研究費の執行停止等を行う場合には、不適正経理処理に關与した研究者等に対し、不適正な経理処理の内容、研究費執行停止の期間、申請資格制限の期間等につき文書により通知するものとする。

（研究費の返還）

第五条 環境省は、不適正な経理処理により使用された研究費を執行又は保有している受託機関の代表者又は補助事業者に対し、当該研究費について期限を定めて返還させるものとする。

（雑則）

第六条 この規程に定めるもののほか、不適正な経理処理等が発生した場合の取扱いについては、別に定める。

<p>附則</p> <p>この規程は、平成十七年三月二十二日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に關与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分¹の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>この規程は、平成十七年三月二十二日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に關与した研究者等」及び「不正受給に關与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分¹の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。</p>
<p>附則</p> <p>この規程は、平成十七年三月二十二日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に關与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分¹の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>この規程は、平成十七年三月二十二日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に關与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分¹の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。</p>